

電気設備工事特記仕様書

I 工事名称	三訪小学校音楽室空調設備設置工事		
II 工事場所	伊賀市 三田 地内		
III 建物概要			
建物名称	構造	延面積 (㎡)	消火令の適用

項目	特記事項
1. 施工基準	<p>図面及び特記仕様書に記載のない事項については以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 国土交通省大臣官庁官庁審判部監修 「公共建築工事標準仕様書 最新版」 (建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) * 「公共建築設備工事標準仕様書 最新版」 (電気設備工事編・機械設備工事編) * 「公共建築改修工事標準仕様書 最新版」 (電気設備工事編・機械設備工事編) * 「建築工事監理指針」 「電気設備工事監理指針」 「機械設備工事監理指針」 最新版 * 国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針 2005年版」 * 電気設備に関する技術基準を定める省令 (電気設備技術基準) <p>* 消防関連法規 (条例・所轄指導要領を含む)</p> <p>* 電気工事者の業務の適正化に関する法律・電気工事士法・労働安全衛生法</p> <p>* その他関連法規、関連諸基準</p>
2. 一般事項	<p>工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。</p> <p>設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び機械、設計図書とおりに施工することで将来不具合が発生すると予想される場合には、その都度、監督員と協議すること。</p> <p>なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。</p> <p>他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による差支的な仕上り及び不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p>
・ 施工計画等	<p>受注者は、施工に先立ち、次の書類を提出し、監督員と打合わせを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 総合施工計画書 * 詳細施工図 (施工図リストを含む) <p>なお、これらの書類の作成に際し、施工上密接に関連する工事との納まり等について3枚/検討すること。</p>
・ 工事使用材料等	<p>工事に使用する機器及び材料等については、予め、次の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 使用機材目録書 (メーカーリスト) * 機材明細書 * カタログ・製作図・その他諸資料 <p>なお、機器及び材料等の選定にあたっては電気設備工事指定資材見積メーカー (参考) 及び国土交通省大臣官庁審判部監修「建設材料・設備機材品質性能評価事業」評価名簿 (最新版) 又はこれらと同等のものとする。</p> <p>また、品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努め「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。</p>
・ 工程表	<p>関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。</p> <p>なお月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。</p>
・ 工事写真	<p>国土交通大臣官庁官庁審判部監修「工事写真の撮り方 (改訂第3版) - 建築設備編」によるほか監督員の指示により撮影し、電子納品及び以下のものを提出すること。</p> <p>なおCDの提出部数は「電子納品」を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> * 代表写真 (不可視部分や材料、寸法写真、拡大写真、撤去処分品、撤出状況等) を抽出しし判相当サイズで印刷。 (A4版用紙に両面印刷して3枚/ページ) 1部
・ 完成写真	<p>主たる電気設備の全景写真を黒板無しにて撮影し、判相当サイズで印刷する。</p> <p>(A4版用紙に3枚/ページ) 1部</p> <p>撮影箇所は主要機器類、室内及び外構等の電気設備とする。詳細は監督員と協議する。</p>
・ 完成書類	<p>工事が完了した時は各種の試験及び検査を受けるものとする。</p> <p>書類については以下のもの及び上記書類を併せ、監督員の指示に従い取りまとめ提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 工事完成報告書、工事事務物連署書、完成写真 竣工図は、原図サイズ及びA3縮小版を各2部・施工図は、原図サイズ1部。 * 引渡目録、工事書類預り書 * 工事書類 (工事写真、安全教育・訓練に関する書類、産業廃棄物処理集計表等) * 工事書類 (打合記録、工事材料搬入報告) * 完成図書 (試験成績表、自社検査記録、機器完成図、取扱説明書、保証書、機器銘板写し等) * 官公署手続き書類等 (検査済証、着工届出書、設置届出書、電力会社届出書類等) * その他監督員の指示する書類 <p>ただし、作成がたい場合は、監督員との協議による。</p> <p>なお、完成書類の著作権にかかわる使用権は発注者に移譲するものとする。</p>
・ 完成確認、完成検査時の電源確保	<p>機器の動作確認、電圧・極性・相回転等の確認が出来るよう電源を確保すること。</p>
・ 施工条件	<p>児童がいない時間を利用した工事とする</p> <p>施工可能日: 基本的に平日利用、土日祝日利用の場合は監督員、学校と相談すること</p> <p>施工可能時間: 8:30~17:00</p>

項目	特記事項
・ 施工条件	<p>学校運営しながらの工事となるため、施工条件について十分打合せを行うこと</p>
・ 事故の発生時	<p>工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。</p>
・ 発生材の処理等	<p>引き渡しを要するもの ()</p> <p>上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。</p> <p>特別管理産業廃棄物 □変圧器 □コンデンサ □その他 ()</p> <p>処理方法 □現場内の監督員の指定する場所へ保管</p> <p>なお施工に際して、P・C・B等特別管理産業廃棄物、及び破りたし機器等が発生した場合は監督員に報告し対応を協議するものとする。</p> <p>発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。引渡を要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストD/E票の写を監督員に提出する)</p>
・ 電子納品	<p>工事完成図書は、竣工図・施工図のCADデータ (JWW) 及びPDFを格納。</p>
・ 諸手続	<p>工事に伴う関係官公署、電力会社、電気保安管理者等への諸手続きは、受注者がこれを代行し、必要経費も本工事に含む。</p>
・ 消防提出書類	<p>消火器の設置箇所については、電気設備にて設置を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。ただし機械設備にて設置を提出する必要がある場合は機械設備に含めるものとする。防火対象物使用開始届については書類の作成 (電気設備図面の用紙及び電気設備に関する部分の記述) を行うこと。</p>
・ 既設との取合い	<p>本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改修は、本工事とする。</p>
・ 既設設備の調査	<p>既設設備の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響を及ぼさないよう、現地工事着手前に充分な調査をおこなうこと。又、施工前後で比較を行うよう工事前にも絶縁抵抗測定を行うこと。</p>
・ 工事中の保安管理	<p>新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、その供用開始から引渡しまでの電気保安管理にかかる費用は本工事に含まれる。</p>
・ 不当介入を受けた場合の措置	<p>暴行団員等による不当介入 (三重県公共工事等暴行団等排除処置要綱第2条第1項第1項第10号) を受けた場合の措置について</p> <p>(1) 受注者は暴行団員等 (三重県公共工事等暴行団等排除処置要綱第2条第1項第1項第8号) による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。</p> <p>(3) 受注者は暴行団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>
3. 耐震基準	<p>耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外全て「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説平成8年版」 (建設大臣官庁官庁審判部監修) 及び「建築設備耐震設計・施工指針 (2005年版)」 (国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修) による。</p> <p>(1) 局部震度法による建築設備機器の設計用標準水平震度 (K_s)</p> <p>(2) 地域係数は1.0とする。</p> <p>(3) 自重が100kg以下の比較的軽量の機器 (標準仕様書の適用を受けるものは除く) の取付については、取付下地を入念に施工し、標準メーカーの指定する方法で確実に取付を行うものとするが、監督員の承諾を受ける。</p> <p>(4) 配管配線及びダクトの支持は、標準仕様書及び標準図による。</p> <p>(5) 機器の耐震計算書を提出すること。</p> <p>重量1kn (100kg) 以上のポンカー・取付機器 ※製機、変圧器類、発電設備及び補機類、燃料タンク等水槽類、その他監督員が指示するもの。</p>
4. 施工	<p>(1) 塗装</p> <ul style="list-style-type: none"> * 指定色で2回塗りとする。 金属管、2種金属線ひ、吊りボルト、支持具等鋼板製 (SUS)、溶融亜鉛メッキ、樹脂製は除く) は原則として塗装を施すこと。 <p>(2) 先行表示等</p> <ul style="list-style-type: none"> * 分電盤、端子盤、制御盤、プルボックス、ハンドホール内の電線ケーブル類にはケーブルサイズ及び先行の表示を施すこと。 <p>(3) セパレータ</p> <ul style="list-style-type: none"> * 分電盤、端子盤、制御盤、コンセント内等に強電回路、弱電回路が混在する場合はセパレータを取り付けること。 <p>(4) 保護キャップ等</p> <ul style="list-style-type: none"> * レスクワイエ等のダクトワークリッパが、人が容易に近づける場所、高さ (おおよそ2m以下) にある場合は保護キャップを取り付けること。 <p>(5) 地中埋設配管及び埋設表示板</p> <p>(6) 防火区画部は国土交通大臣認定法にて防火区画処理を行うこと。</p>
5. その他	<p>(1) 使用機械</p> <ul style="list-style-type: none"> * 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 <p>(2) 測定機器の校正記録</p> <ul style="list-style-type: none"> * 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証 (写し) 又は校正記録 (写し) を監督員に提示すること。 (3) 設計図書上に示すメーカー型番・変型等は参考とする。 (4) 立余 * 電源操作業務は中部電気保安協会による立余を行うこと

工事要約図	
① 動力設備	<p>電気方式 種別 ○ 単相3線式 (200/100V) ○ 単相2線式 ○ 100V ○ 200V ○ () V</p> <p>工事範囲 ○ 配管 ○ 配線 ○ 機器取付 ○ 動力機器の試運転調整</p> <p>その他</p>
② 電灯・動力幹線設備	<p>電気方式 種別 ○ 単相3線式 (200/100V) ○ 単相2線式 ○ 100V ○ 200V ○ () V</p> <p>○ 三相3線式 (200V)</p> <p>工事範囲 ○ 配管 ○ 配線 ○ 機器取付 ○ 引込</p> <p>選別形式 ○ 埋込型 ○ 露出型 ○ 民間仕様 ○ 室内には、施工年月、請負者名、施工者名を記載すること</p> <p>その他 ○ 既設突発電設備改修</p>
③ 受電設備	<p>電気方式</p> <p>工事範囲</p> <p>操作方法</p> <p>型式</p>

電気設備工事指定資材規格適用規格及びメーカーリスト

分類	資材種類	適用範囲	規格・メーカー等
電線	電線、ケーブル類 (注) コーブルケーブルを 優先使用	一般配線工事に使用する もので、エコ電線・ケーブル のアルもの	● JIS規格適合品 ● JCS (日本電線工業規格) 規格適合品
	防火、耐熱電線	上記以外の一般配線工事に 使用するもの	● JIS規格適合品
	圧着端子 圧着スリーブ	一般配線工事に使用する もの	● JIS規格適合品
電線保護管類	金属管、VE、PF、H IVE、FEP、CD、 合成樹脂製等) 及び管、可 とう電線管、フロアダクト、 各付部品	一般配線工事に使用する もの	● JIS規格適合品 ● JIS規格のない物にあつては、電気用品の技術上の基準を 定める省令の適合品
	記録器具	コッペン、スナップ	● JIS規格適合品 ● JIS規格のない物にあつては、電気用品の技術上の基準を 定める省令の適合品
照明器具	省エネ型 (省エネ型を優先使用)	● JIS規格適合品 ● 社) 日照照器具工業標準 (JIS規格) 適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
盤類	分電盤、制御盤	● JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	制御盤	● 社) 日本配線制御システム工業会規格 (JISA) 適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
自動火災報知装置	感知機、警報機、警報機 受信機、消火火災警報器	● 警報機定期検 (日本消防協会の) 検定を受け、検定合格 品業者が指定されたもの	

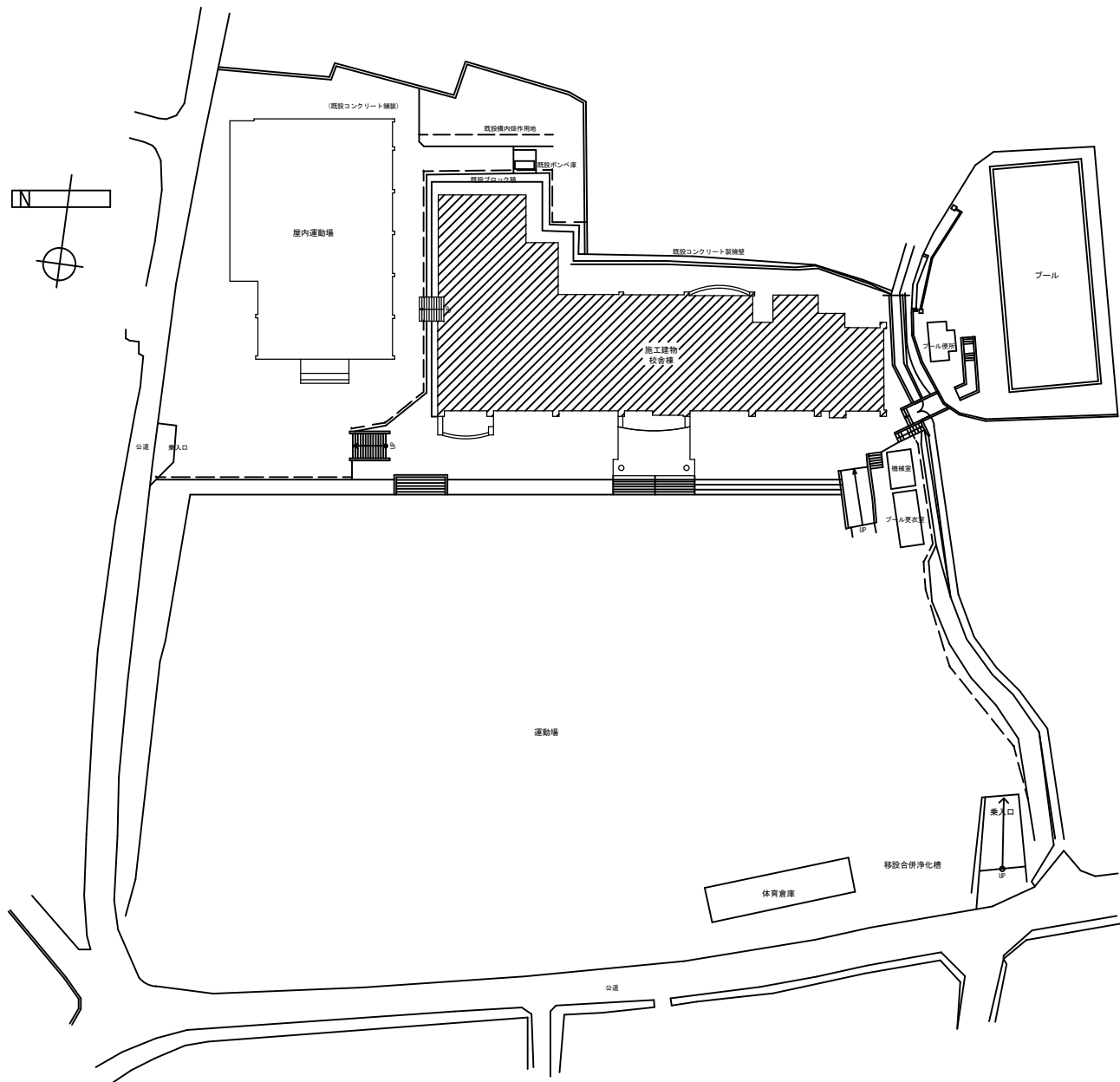
注: 「JIS規格適合品」と指定された資材は、工業標準を法に基づき適合の表示 (製品・包装の外表面、容器の外表面、継ぎ目等) の納品書
マーク表示、またはJIS規格証明書の添付) のあるものをいう。

・ 「設備機材等評価名簿」とは、国土交通省官庁審判部監修「建築材料・設備機材品質性能評価事業 設備機材等評価名簿 (電気設備
機材設備機材)」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアプター地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内
場のみを参照する。

・ 「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監
提出し、承認が得られた場合のみ使用できるものとする。

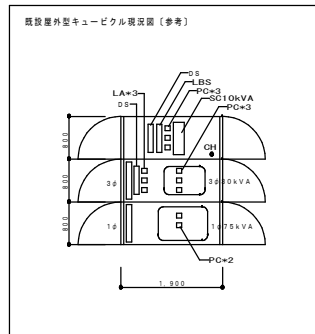
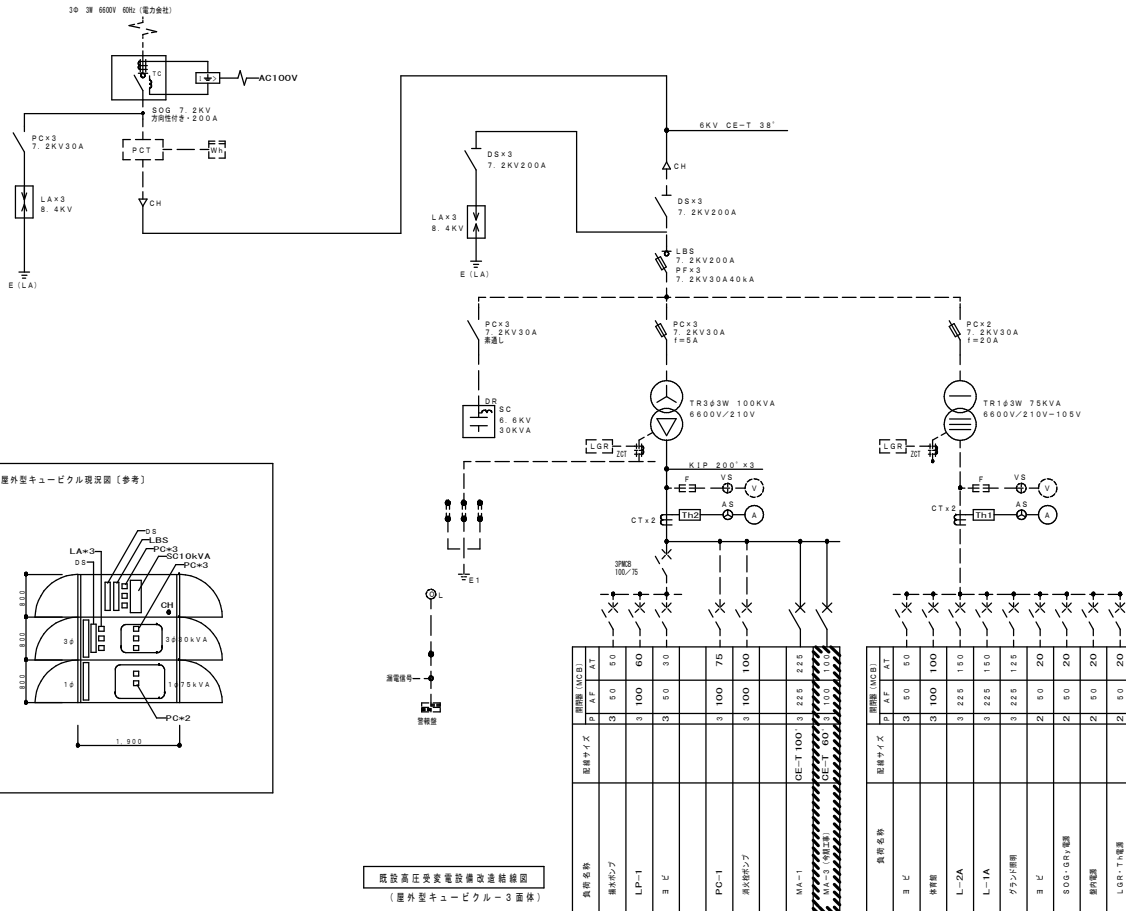
・ 特殊仕様資材を使用する必要がある場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、承認が得られた場合のみ使用できるものとする。

記号	名称	備考	記号	名称	備考
電灯分盤	型別詳細参照	〇	スイッチ	1P15A×1-6	新金属プレート
動力分盤	〃	〇	〇	2W15A、4W15A	〃
接地棒	〃	〇	〃	1P15A、ONONx1	〃
手元開閉器	〃	〇	〇	コンセント 2P15A×1、2P15A×2	〃
照明器具 天井取付	器具要領参照	〇	〇	2P15A、E×2+E	〃
〃 壁付	〃	〇	〇	熱線センサー (機動)	PANA-WTK2401K
〃 天井換気扇、壁付換気扇 (設備工事)	〃	〇	〇	熱線センサー (子機)	PANA-WTK2910K
		〇	〇	熱線センサー (子機) 換気扇連動型	PANA-WTK2918K



配置図 1/400

<p>SUBJECT: 三訪小学校音楽室 空調設備設置工事</p>	<p>TITLE: 配置図</p>	<p>SCALE :</p>	<p>DRAWING: E-02</p>
---	-----------------------	----------------	--------------------------



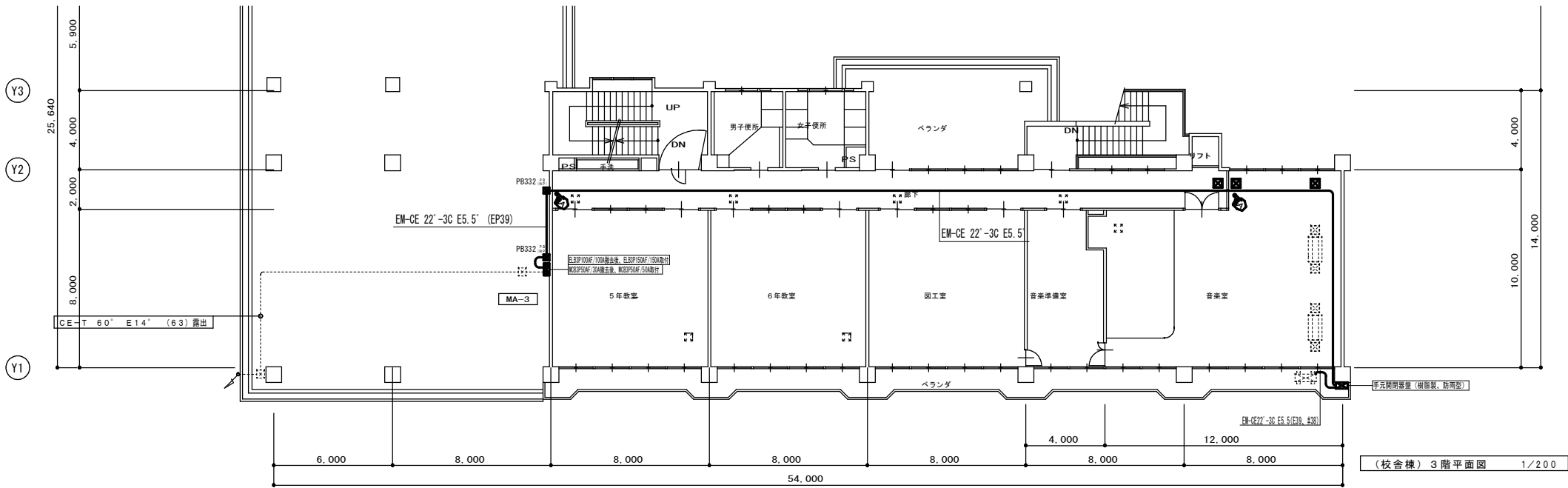
既設高圧受変電設備改造連絡図
(屋外型キュービクル-3 躯体)

負荷名称	開閉器 (MCCB)		電圧 (V)	負荷容量 (kw)	負荷名称	備考
	P	A/F				
ボルト	3	50	50			
照明	3	100	100			
L-2A	3	225	150			
L-1A	3	225	150			
ランド照明	3	225	125			
ボルト	2	50	20			
SOS-CF/2 機器	2	50	20			
屋内電線	2	50	20			
LGR-T 電線	2	50	20			

※1 ※2 ※3 内の取替えを行うこと

※1	・既設QP内のMA-3送り開閉器MCB3P100AF/100Aを撤去 ・上記撤去後、開閉器MCB3P150AF/150Aを取付
※2	・既設MA-3内の主幹開閉器ELB3P100AF/100Aを撤去 ・上記撤去後、開閉器ELB3P150AF/150Aを取付
※3	・既設MA-3内の分岐開閉器MCB3P50AF/30Aを撤去 ・上記撤去後、開閉器MCB3P50AF/50Aを取付

盤名称	結線図	回路番号	制御方式	分岐開閉器		電圧 (V)	負荷容量 (kw)	負荷名称	備考		
				ELB	MCB/P						
既設 MA-1 (屋外防雨型)	3φ3W 100° TOTAL=31.73 (40.85) kw	A	O	3	100/100	200	5.24	空調室外機 PAC-3	低温暖房- 6.35		
								空調室外機 PAC-3	低温暖房- 6.35		
		小計							10.48	低温暖房- 12.7	
		A	O	3	225/175	200	2.19	200	4.29	空調室外機 PAC-1	低温暖房- 3.19
										空調室外機 PAC-2	低温暖房- 6.13
										空調室外機 PAC-3	低温暖房- 6.35
										空調室外機 PAC-3	低温暖房- 6.35
										空調室外機 PAC-4	低温暖房- 6.13
										小計	
		既設 MA-3 (屋外防雨型)	3φ3W 60° TOTAL=10.48 (12.7) kw	A	O	3	50/30	200	5.24	空調室外機 PAC-5	低温暖房- 6.35
空調室外機 PAC-5	低温暖房- 6.35										
A	O			3	50/30	200	5.24	ヨビ			
A	O			3	50/30	200	5.24	ヨビ			
A	O			3	50/30	200	5.24	ヨビ			

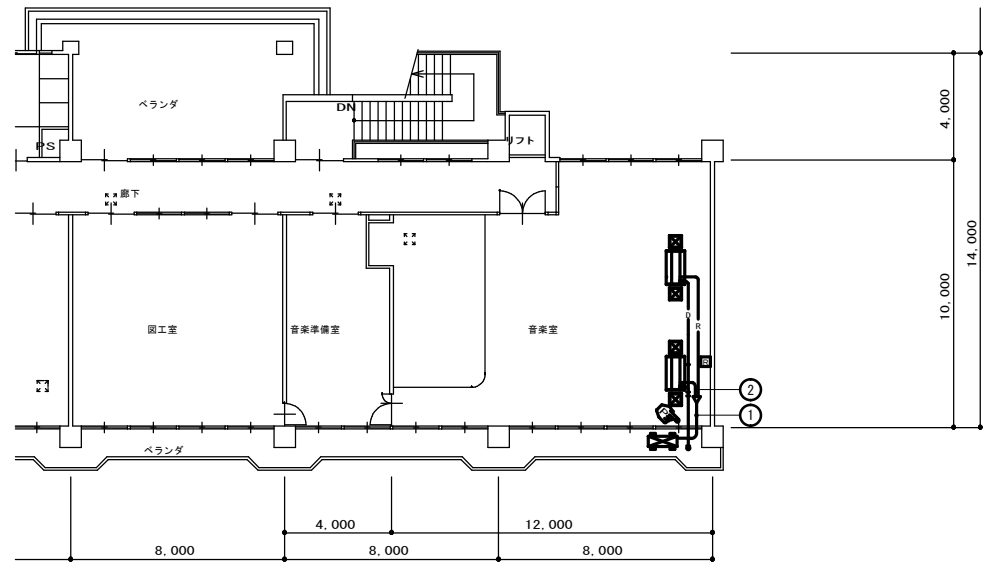


空調機表

設置場所	機種型番	台数	形式・仕様		電気特性								備考		
			冷房能力 (KW)	暖房能力 (KW)	相 (φ)	電圧 (V)	冷房定格 (KW)	暖房定格 (KW)	最大暖房低溫 (KW)	最大運転電流 (A)					
PAC1	PA-P280T6HDNB														音楽室
	室外機: CU-P280H6B	1	天井埋込形	1方向吹出	25.0	28.0	3	200	9.25	7.95	9.72	34.4			
	室内機: CS-P140T6B	2	ワイヤード式												
	リモコン: CZ-10RT4C	1	空気清浄機能	ナノイーX搭載											
注記			<ul style="list-style-type: none"> 運転特性、能力はJIS条件による。 電源容量欄は参考とする。 室外機-室内機間の2次側冷媒配管・運搬配管は抱き合わせの上新設工事とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 室外機架台は既製コンクリートブロックとする。 室外機は、転倒防止処理を行うこと。 										

記号	液管	ガス管	(ドレン管)
①	12.7φ	25.4φ	(VP20)
②	9.52φ	15.88φ	(VP20)

記号	
Ⓐ	壁面貫通
Ⓑ	アルミパネルに取替
ⓧ	点検口新設



(校舎棟) 3階平面図 1/200

SUBJECT:
三訪小学校音楽室
空調設備設置工事

TITLE:
電気・空調設備図

SCALE:

DRAWING:

E-04